

## 地方公共団体における貯蓄奨励事務の推進について

昭四四・八・二〇 蔵銀第2293号  
自治行第 70号  
各都道府県知事宛

今般、地方自治法の一部が改正され、貯蓄の奨励に関する事務が地方公共団体の事務として明記されることとなった。

地方公共団体においては、従来から、貯蓄の奨励に関する事務を住民の福祉のためのいわゆる公共事務として処理してきたところであるが、このたびの法律改正により、貯蓄の奨励に関する事務を行なうことは地方公共団体の責務である旨が明確にされた。

貯蓄は、個人の生活の基盤をつくり、その主体性と健全性を喪うものであるとともに、わが国経済の基本的課題である持続的成長の確保、物価の安定および国際化に資する体制の確立に資するものとして、国民経済上重要な意義を有することはいうまでもないところである。しかし、個人貯蓄の現状をみると、貯蓄率は欧米先進諸国にその例をみないほど高水準で推移してきているものの、可処分所得に対する貯蓄保有高の比率は他国に比べて劣るのみでなく、わが国戦前の水準にも及ばず、また、生活の環境や価値の変化にとまなつて、都市、農村を問わず、ややもすれば消費ムードがたかまり、生活の健全性をそこなうおそれが感ぜられる。これが従来にもまして貯蓄の奨励に力を注ぐ必要のあるゆえんである。

貯蓄の奨励が効果をあげるためには、貯蓄それ自体を勧奨するのみでなく、生活の改善、消費の合理化との関連において貯蓄を説き、また、社会教育等の場を活用して貯蓄を勧めることが必要であり、この意味において、地域住民に密接接触しつつ、その安全、健康お

よび福祉の保持に当たっている地方公共団体が、広範な行政活動の一環として行なう貯蓄の奨励に期待されるところがきわめて大きい。

上述の趣旨を深く認識され、貯蓄の奨励に関する体制を整備し、大蔵省、日本銀行および貯蓄増強中央委員会等関係官庁、諸団体と緊密に連絡協調し、地方貯蓄推進委員会の中核体としてその活動を主導するとともに、管下市町村を指導して、貯蓄実践組織の育成、貯蓄思想の啓発等に努めることとされたい。

この機会に「地方公共団体における貯蓄奨励事務」について別紙のようにとりまとめたので、秋務上の参考にされたい。

なお、この通知の趣旨については、管下市町村にも連絡のうえ、その周知徹底をはかられたい。

(別紙)

### 地方公共団体における貯蓄奨励事務

#### 1 貯蓄奨励事務担当機構の整備

(1) 貯蓄奨励事務をいずれの部課に所掌させるかについては、この事務が円滑かつ適切に運営され、さらには、貯蓄奨励活動が当該地方公共団体の実情に照応して行なわれることによつて効果をあげよう、積極的に配慮するものとする。

(2) 貯蓄奨励事務をいずれの部課に所掌させるにしても、その事務を円滑かつ効果的に運営するためには、管下市町村に対する指導連絡、社会教育や生活改善等についての地域住民に対する直接的指導または金融機関の監督をそれぞれ所掌する部課等との連絡協調が必要であるから、これら関係部課との協力を密にする体制について考慮するものとする。

(3) 市町村においても、上記に準じ貯蓄奨励事務担当機構を整備するものとする。

#### 2 関係官庁および団体との連絡協調

(1) 大蔵省が策定する貯蓄増強運動計画の遂行に協力し、日本銀行および貯蓄増強

中央委員会の実施する貯蓄増強運動に協賛参画するとともに、それらの主催する会議、研修会等に積極的に参加協賛するものとする。

(2) 地方貯蓄推進委員会の場を通じて関係官庁および関係諸団体等とも協調し、貯蓄増強運動の統一的展開をはかるものとする。

(3) 青年婦人団体、金融団体等の諸団体および各方面の指導者の協力を要請し、貯蓄増強運動の広範な展開をはかるものとする。

(4) 市町村においては、上記に準じ関係官庁および関係諸団体等との連絡協調に努めるとともに、市町村を単位とする貯蓄推進協議会の結成を考慮するものとする。

(5) 都道府県は、管下市町村の幹部の協議会を開催して、貯蓄奨励活動の方針および実施要領等について討議し、また、管下市町村の貯蓄事務担当者の研修会を開催して、貯蓄および貯蓄奨励事務についての知識能力の向上に努めるものとする。

3 貯蓄実践の勧奨と貯蓄実践組織の育成  
次の諸活動を通じて、貯蓄の実践を勧奨し、貯蓄実践組織を育成するものとする。

(1) 生活設計および目的貯蓄の勧奨  
(2) 家計簿またはこづかい帳記載の指導  
(3) こども銀行および貯蓄実践グループの育成指導

(4) 貯蓄実践地区の指定および育成指導  
(5) 貯蓄指導者の育成ならびに大蔵省貯蓄推進本部および貯蓄増強中央委員会の委嘱する貯蓄推進員の推せん

(6) 優良なこども銀行もしくは貯蓄実践組織または功績ある貯蓄指導者の表彰ならびに大蔵省および日本銀行に対する表彰の方の推せん

#### 4 貯蓄思想の啓発

テレビ、ラジオ、有線放送、新聞、雑誌そ

の他の広報手段を活用し、次の方法を講じて、貯蓄思想の啓発に努めるものとする。

- (1) 報道機関との提携
- (2) ポスター、標語、作文等の募集
- (3) 映画会、講演会の開催
- (4) 県民貯蓄大会の開催等県民運動の展開
- (5) その他貯蓄増強運動に対する協賛参画

(参考)

地方自治法第2条（地方公共団体の法人格、事務、地方自治行政の基本原則）

#### 第1項 略

第2項 普通地方公共団体は、その公共事務及び法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に属するものの外、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。

第3項 前項の事例を例示すると、概ね次の通りである。但し、法律又はこれに基づく政令に特別の定があるときは、この限りでない。

第1号-第16号 略

第17号 消費者の保護及び貯蓄の奨励ならびに計量器、各種生産物及び家畜等の検査に関する事務を行なうこと。

以下略

# 「こども銀行」運営要領の改訂について

平 7. 3.22 基銀第395号  
文初小第385号  
銀行局長・文部省初等中等教育  
局長兼 各教育委員会教育長・  
各知事宛

児童生徒に対する正しい金銭観の育成と貯蓄思想の普及については、かねてからご協力をいただき感謝にたえません。

このたび、学習指導要領の改訂等に併し、また、これまでの実施の経験にかんがみ、「こども銀行」の運営を一層適正にし、その健全な発達を図るため「こども銀行」運営要領を改訂いたしました。

については、今後、別添改訂運営要領により、「こども銀行」の円滑な運営が図られるよう管下の学校に対してご指導をお願いします。

なお、改訂運営要領は平成7年4月1日から実施します。

(別添)

## 「こども銀行」運営要領

### 1. 定義

こども銀行(こども郵便局、こども協同組合、こども信用金庫、生徒銀行等を含む。以下「こども銀行」という。)とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校及び高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校を含む。)において、学校における教育活動の一環として行われる児童生徒の貯蓄実践活動をいう。

### 2. 目的

「こども銀行」の活動により、児童生徒自身に金銭を合理的に使う態度を学ばせ、経済的関心を深めるとともに、貯蓄心を養い金銭に対する正しい観念を身につけさせる。

また、「こども銀行」に参加することによって、常に目的を持ち、何事も継続的に努力する精神を培い、協同互助の態度を身につけさせ、児童生徒の責任感と信頼感を養うものとする。

### 3. 運営の基本

#### (1) 学校全体の教育計画との関連

「こども銀行」の運営に当つては、学校全体の教育計画と指導体制を整え、学校の教育活動全体との調和を図るよう留意する。

なお、指導の実際に当つては、児童生徒の発達段階に応じて、経済生活、ことに金銭に関する正しい理解と態度と能力を養うことを主眼とするよう工夫する。

#### (2) 「こども銀行」の位置づけ

「こども銀行」は、当該学校の実情に応じて学校における教育活動として位置づけるものとする。例えば、学習指導等に位置づけて実施することが考えられる。

#### (3) 「こども銀行」預貯金等の預け入れ

① 「こども銀行」が取りまとめた児童生徒の預貯金等の預け入れ先は、金融機関(銀行、信託銀行、郵便局、信用金庫、農業協同組合、漁業協同組合等)に限るものとする。

② 金融機関への預け入れは、児童生徒の代表者名義でも、児童生徒の個人名義でも差し支えない。

#### (4) 「こども銀行」評議会の設置

「こども銀行」の運営に当つては、教員、保護者および「こども銀行」の預貯金等を受け入れる金融機関(以下「親金融機関」という。)の関係者並びに児童生徒の代表者をもって構成する「こども銀行」評議会を設け、学校の長の管理、指導に資するとともに、その健全な発展のために協力する態勢を整える。

(注)① 「こども銀行」評議会は、「こども銀行」の行事計画、貯蓄思想の啓発、貯蓄の推進方法、係員の訓

練、利子の配分方法、運営経費などについて学校の長に助言するものとする。

② 委員の委嘱は学校の長が被委嘱者の同意を得て行う。

### 4. 運営の基準

#### (1) 「こども銀行」規約

「こども銀行」の実施に当つては、次の事項を明確にした「こども銀行」規約を定める。

①「こども銀行」の目的、②「こども銀行」組織の構成、③係員の選出方法、④「こども銀行」預貯金等の預け入れと払い戻しの方法、⑤実施日並びに実施時間、⑥監査および決算方法、⑦利子配分の方法及び時期、⑧親金融機関名、⑨預入の名義、⑩その他特別事項等

#### (2) 実施回数

「こども銀行」の実施回数は、学校全体の教育計画を考慮し、児童生徒の教、事務能力等を勘案して定めるが、少なくとも2か月に1回は実施することが望ましい。

なお、児童生徒の数が多い場合には、学年別に実施日を変える等工夫することが考えられる。

#### (3) 「こども銀行」係の構成

① 係の構成は、いたずらに複雑にしないよう注意する。

② 係員の数は、児童生徒の教、係員となる児童生徒の事務能力等を勘案して定める。

#### (4) 決算

決算は1年に1回は必ず行い、その時期は、親金融機関がらの利子の支払時、卒業期等を考慮して定める。

#### (5) 利子配分

預貯金を代表者名義で行う場合の利子配分は公正かつ簡易な方法を採用し、付利事務は親金融機関の協力を得て行うよう指導する。

### (6) 諸帳簿等

「こども銀行」の実施に当つては、原則として次の帳簿を備えるものとする。ただし、預貯金を個人名義で行う場合は、④は必要としないほか、①も省略してよい。

なお、記帳に当つては、パソコン等の情報機器を活用することも考えられるほか、親金融機関の協力を得ることは差し支えない。

また、②と③を統合して「現金出納簿(兼金品受払簿)」として取り扱つても差し支えない。

#### ① 預貯金元帳

② 現金出納簿(入金票の集計表をもつて代用することができる。また、③を統合する場合は、「②現金出納簿(兼金品受払簿)」とする。)

#### ③ 金品受払簿

#### ④ 利子配分簿

#### ⑤ 「こども銀行」日記

### 5 指導に当たつて留意すべき事項

(1) 「こども銀行」の指導に当たつては、児童生徒の競争心をあおつたり、一律を強いることのないよう留意し、無理のない程度で継続することのできる望ましい貯蓄の態度、習慣を育成するようにする。

(2) 「こども銀行」の組織は、児童生徒が容易に運営できる方法を採用し、教員の事務をできる限り軽減するようにする。

なお、「こども銀行」の全体の金銭の取りまとめに際して、その総額が多額となるなど、その事務が児童生徒及び教員にとって過重な負担となる場合には、親金融機関の協力を得て、これを行うことは差し支えない。

(3) 「こども銀行」を実施する時間は、他の授業時間にくい込まないようにする。

(4) 「こども銀行」が取りまとめた預貯金は、その日に必ず親金融機関に預け入れられるようにする。

5) 預貯金利子の分配

代表者名義の場合は、親金融機関から受けた利子は、規約で定められた基準により、児童生徒の各人の預貯金口ごとに計算し、元金に繰り入れるようにする。

(6) 「子ども銀行」については、随時その取扱いについて監査するとともに、決算の結果について、適宜の方法により保護者の同意を得るよう配慮する。

(7) 「子ども銀行」においては、各人別の預貯金額を公表することを避け、その係員が特定者の預貯金額を他に漏らすことのないよう十分指導する。

(8) 「子ども銀行」が取りまとめた預貯金を他に融通したり、あるいは親金融機関に預貯金があることを見返りとして融資を受けることは、たとえ、児童生徒のために役立つ事由がある場合であっても、行ってはならない。

(9) 市町村の職員の給与に要する経費、及び市町村立の小中学校の建物の維持及び修繕に要する経費については、市町村が住民に負担を転嫁することを禁止しているので(地方財政法第27条の4及び同法施行令第16条の3)、これらに「子ども銀行」の運営によつて生じた利子を充てることは許されない。

(10) 「子ども銀行」の実施に当たっては、学校当局と親金融機関は緊密な連携を保ち、事故の絶無を期すよう留意する。

6 親金融機関が留意すべき事項

(1) 親金融機関の代表者は、学校の長の要請により「子ども銀行」評議会に参加し、専門的立場から「子ども銀行」の運営について協力する。

(2) 預貯金の払出しに当たっては、学校と連絡を緊密にし、事故防止に留意し、できれば「子ども銀行」の印鑑を複数にするとともに、随時預貯金残高について確認しあう等の指導が望ましい。

(3) 「子ども銀行」の預貯金であることを

もつて、親金融機関が入学する児童生徒に対し、入学祝として一定金額預入の預貯金通帳を贈る取扱いは、これを慎むものとする。

ただし、地方公共団体の助成金や篤志家からの寄付金などを、児童生徒に対し入学祝として一定金額預入の預貯金通帳を贈ることは差し支えない。

(4) 「子ども銀行」がその学校の長の管理指導を受けて、児童生徒の代表者の名義をもつてする預貯金等の利子または利益は、40年4月1日から所得税を課さないことになっているので、その適正な取扱いについて指導する。

貯蓄推進功績者及び優良「子ども銀行」の表彰について

〔平4.4.1 蔵銀第463号 銀行局長発 各都道府県知事宛〕

貯蓄運動の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき感謝いたしております。

さて、今般、通達等の見直しを行い、標記に関する通達等について明瞭化を図るため、別紙のとおり定めましてで通知いたします。

今後とも、今般定めた貯蓄推進功績者及び優良「子ども銀行」表彰要領に基づき、被表彰候補者(行)を選考のうえ、当局あて内申下さるとともに、表彰状の伝達等を行つていただくよう御協力方よろしくお願いいたします。

なお、本件整理統合により、次の通達等は廃止します。

・昭61.4.28蔵銀第809号「昭和61年度貯蓄推進功績者及び優良「子ども銀行」の表彰について」

・昭61.4.28事務連絡「昭和61年度貯蓄推進功績者及び優良「子ども銀行」の表彰について」

(別紙)

貯蓄推進功績者表彰要領

1. 表彰の目的

貯蓄推進に功績ある者の労苦に感謝するとともに、その功績を顕彰することによつて、貯蓄推進運動指導者の輩出を促し、もつて健全な貯蓄思想の普及に資することを目的とする。

2. 被表彰者の選定

(1) 選定手続

都道府県知事又は貯蓄広報中央委員会会長から内申された被表彰候補者につき、大蔵省及び日本銀行において審査のうえ、被表彰者を決定する。

ただし、貯蓄広報中央委員会会長は、

都道府県知事の内申した者以外で、都道府県の区域を越えて貯蓄推進運動を行い、後記(2)の選定基準に該当する者につき内申することとする。

(2) 選定基準

多年(5年以上)にわたり、貯蓄思想の普及及び貯蓄実践組織の育成指導に顕著な功績を挙げた者。ただし、原則として次に掲げる者を除く。

イ、過去5年間に大蔵大臣及び日本銀行総裁の表彰を受けた者

ロ、大蔵省及び日本銀行の職員

ハ、都道府県及び市町村貯蓄事務主管の職員

ニ、金融機関の職員

3. 表彰の時期及び方法

(1) 表彰の時期は、毎年10月17日を中心とした日とする。

(2) 表彰を受ける者に対しては、大蔵大臣及び日本銀行総裁の連名の表彰状及び副賞を贈呈する。

(3) 表彰状の伝達は、都道府県知事に依頼して行うものとする。

4. 内申の方法

(1) 都道府県知事又は貯蓄広報中央委員会会長は、毎年6月末までに、選定基準に照らし、被表彰候補者を選び内申を行うものとする。

(2) 都道府県知事が被表彰候補者を選定するに当たっては、財務(支)局、神輿総合事務局又は財務事務所、日本銀行本店、支店又は事務所及び各都道府県貯蓄推進委員会関係者と十分協議するものとするが、特定地域に偏らないように配慮すること。

(3) 内申に当たっては、「被表彰候補者概況表」(別紙様式)、「貯蓄推進功績調書」(様式任意、B4版横書)を作成し、内申するものとする。

なお、内申書の提出は、財務(支)局、神輿総合事務局又は財務事務所を經由し

て2部提出することとする。

5. その他

被表彰候補者の選定に当たっては、次の点に留意することとする。

(1) 貯蓄生活設計推進員の優先的内中

貯蓄推進功績者の選定に当たっては、貯蓄生活設計推進員が運動の中核であることに鑑み、これを優先することとし、貯蓄生活設計推進員の中の適格者の有無をできる限り検討願いたい。

(2) 貯蓄運動歴

選定基準の多年とは、貯蓄生活設計推進員の職にあるものは5年以上を目処とするが、実際の運動に当たっては10年以上を目処とする。

なお、社会教育・生活改善関係指導者で、その活動振りが当該職務遂行にとどまらず、業務外にもわたって貯蓄生活設計普及地区の育成・指導に努めるなど、特に功績が顕著な者、子ども銀行・金銭教育関係の指導者で、その活動が特定の学校内にとどまらず、対外的にも大きな影響力を及ぼしていると認められる者等については、これに準じて差し支えない。

(3) 被表彰候補者から除外する者

選定基準に掲げる者のほか、次の者についても除外するものとする。

イ、前回受賞後、特に新たに顕著な功績のない者

ロ、例えば、特定の金融機関の預金吸収活動や一部の預金団体（グループ）の活動者、特定の社内預金の吸収に努めた者など、運動が局部的なものや偏つたものとなっている者等

優良「子ども銀行」表彰要領

1. 表彰の目的

学校教育活動の一環として行われる「子ども銀行」（子ども信用金庫、子ども協同組合、子ども郵便局等を含む。以下同じ。）の活動の健全な発展と普及を図り、もって広

く児童・生徒に貯蓄心を養い、金銭に対する正しい観念を身につけさせることを目的とする。

2. 被表彰者の選定

(1) 選定手続

都道府県知事から内申された被表彰候補行につき、大蔵省、文部省、日本銀行及び貯蓄広報中央委員会において審査のうえ、被表彰行を決定する。

(2) 選定基準

大蔵省銀行局長及び文部省初等中等教育局長連名通達（「子ども銀行」の運営要領）の趣旨に即して運営され、その活動が継続して活発に行われていると認められるもの。

ただし、過去2年間に大蔵大臣及び日本銀行総裁の表彰を受けたものは、除くこととする。

3. 表彰の時期及び方法

(1) 表彰の時期は、毎年10月17日を中心とした日とする。

(2) 表彰を受ける「子ども銀行」に対しては、大蔵大臣及び日本銀行総裁の連名の表彰状及び副賞を贈呈する。

(3) 表彰状の伝達は、都道府県知事に依頼して行うものとする。

4. 内中の方法

(1) 都道府県知事は、毎年6月末までに、選定基準に照らし、被表彰候補行を選び内中を行うものとする。

(2) 都道府県知事が被表彰候補行を選定するに当たっては、財務(支)局、沖縄総合事務局又は財務事務所、各都道府県教育委員会、日本銀行本店、支店又は事務所及び各都道府県貯蓄推進委員会関係者と十分協議するものとする。

なお、特定の学校・地域に偏らないように配慮し、安易な繰り返し内中は避けること。

(3) 内中に当たっては、表彰を適当と認められる理由書（様式任意）に「被表彰候補行概

況表」（別紙様式）を添付するものとする。

なお、内申書の提出は、財務(支)局、沖縄総合事務局又は財務事務所を經由して2部提出することとする。

5. 内中に当たつての留意事項

被表彰候補行の選定に当たっては、実地調査を行うなどして、「子ども銀行」の運営要領に定める諸要件を満たしているものを原則として内申することに留意し、児童・生徒の自主的な活動と認められないものは除外すること。